明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四二）　一

〔告示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府一〇一）　二
○除籍が滅失した件（法務二一一）　三
○日本国に帰化を許可する件（同二一二）　四
○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件（厚生労働二四四）　八
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一四一四～一四一六）　八
○耐空検査員の証を無効とした件（国土交通一〇三七）　八

〔人事異動〕
最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
産業
日本産業規格（経済産業省）　八
国家試験
令和六年度参議院法制局職員採用一般職試験（大卒程度試験［社会人経験者］）公告（参議院法制局）　八

〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、隊員の免職処分、退職手当支給制限処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
特殊法人等
確定給付企業年金解散、企業年金基金清算人就任関係　一〇
会社その他
確定給付企業年金解散、企業年金基金清算人就任関係　二六

省令

○農林水産省令第四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十六条の五第一項本文、第四十六条の十九第一項本文、第四十六条の二十第一項において読み替えて準用する同法第四十六条の十六第一項及び第四十六条の二十二第二号の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十二日

農林水産大臣　坂本　哲志

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（家畜伝染病病原体） **第五十六条の三**　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） 十一　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清亜型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス） イ～ヘ　（略） ト　A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022(H5N1)(NIID-002) チ～ヌ　（略） （届出伝染病等病原体） **第五十六条の二十七**　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（第五十六条の三第十一号イからヌまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス） 十～十五　（略）	（家畜伝染病病原体） **第五十六条の三**　法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） 十一　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（血清亜型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十四号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス） イ～ヘ　（略） （新設） トリ　（略） （届出伝染病等病原体） **第五十六条の二十七**　法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。 一～八　（略） 九　インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（第五十六条の三第十一号イからリまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス） 十～十五　（略）

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　（略）

2　前項の規定は、第五十六条の三第十一号イからヌまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五　法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　第五十六条の三第十一号ハからヌまでに掲げる病原体

四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（届出伝染病等病原体取扱施設の基準）

第五十六条の三十二　（略）

2　前項の規定は、第五十六条の三第十一号イからリまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

（適用除外とならない病原体）

第五十六条の三十五　法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　第五十六条の三第十一号ハからリまでに掲げる病原体

四　（略）